

令和4年4月11日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和4年4月11日 午後3時27分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和4年4月11日 午後5時02分

3 委員氏名

(1) 出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋田 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	渋田 佳規
安武 昇	高原 尚広	吉住 勝実	仁部 誠二
薄 隆太	宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜

(2) 欠席者（なし）

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	高原 康裕
	松尾 翔太郎
	大渡 貴美子
	常岡 仁志

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）（利用権）

議案第4号 古賀市農業振興地域整備計画の変更について

午後3時27分開会

○事務局長（[REDACTED]君） それでは、令和4年4月定例農業委員会を開会させていただきます前に、出席委員の確認をいたします。本日は全員御出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立してい

ることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行についてはまたに会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） それでは、議事に入りたいと思います。

.....

○議長（[REDACTED]君） その前に、今月の議事録署名人は [REDACTED] と [REDACTED] にお願いいたします。よろしくどうぞお願ひします。

.....

○議長（[REDACTED]君） それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、議案第1号農地の第3条の許可申請に点について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○係（[REDACTED]君） 議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号農地法第3条の許可申請、申請番号4の1について御説明をいたします。

本件は申請人が売買により所有権を取得し、農地として使用していくという内容です。譲受人は現在年齢69歳で古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は約7年と伺っております。

現在の農業経営状況としましては、野菜、みかん等の生産をされております。所有する農機具としましてはトラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを所有されております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページをお願いいたします。

今回の申請地は大人橋の北西に位置をしております斜線部の計4筆でございます。今後の申請地における営農計画といたしましては野菜、果樹等の生産を行っていきたいということで伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。申請人の現在の工作面積は7,170平米で、今回取得します面積を合計いたしますと1万1,254平米となりまして50a要件を満たしております。併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明が終わりました。御質問、御意見等ありましたらお願ひします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） ないようでしたら、採決に入りたいと思います。

賛成いただきます農業委員の方、举手をお願いします。

[賛成者举手13／13名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成。ありがとうございます。

.....

○議長（[REDACTED]君） 続きまして、4の2、事務局説明をお願いいたします。

○係（[REDACTED]君） それでは、続きまして、申請番号4の2について御説明をいたします。議案書1ページにお戻りください。

本件は申請番号4の2でございます。本件は申請人が売買により所有権を取得し、農地として使用していくという内容です。譲受人は現在年齢53歳で、古賀市内において農業をされているからです。農業従事年数は約20年と伺っております。現在の農業経営状況としましては、水稻、ブロッコリーの生産をされてございます。所有する農機具としましては、トラクター、トラック、防除機を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の4ページをお願いいたします。

今回の申請地は九州高校グラウンドの西側に位置をしております斜線部の1筆でございます。今後の申請地における営農計画といたしましては、野菜の生産をしていきたいということで伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。申請人の現在の工作面積は1万4,299平米で、今回取得しています面積を合計いたしますと1万5,182平米となりまして50a要件を満たしております。併せて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明が終わりました。質問等ありましたらお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） ないようですので、採決に移ります。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手13／13名]

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。全員賛成。

.....

○議長（[REDACTED]君） 続きまして、4の3、事務局説明をお願いいたします。

○係（[REDACTED]君） 申請番号4の3について御説明をいたします。議案書2ページをお開きください。

本件は申請人が売買により所有権を取得し、農地として使用していくという内容です。譲受人は現在年齢69歳で、古賀市内と福津市内において農業をされている方です。農業従事年数は約15年と伺っております。現在の農業経営状況としましては、水稻、野菜、南国フルーツの生産

をされてございます。所有する農機具としましては、トラクター、田植え機、コンバイン、草刈り機等を所有されてございます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の5ページをお願いいたします。

今回の申請地は糸江池の東側に位置をしております斜線部の計3筆でございます。

今後の申請地における営業計画といたしましては、野菜の生産を行っていきたいということで伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は7,211平米で今回取得します面積を合計いたしますと8,185平米となりまして50a要件を満たしております。併せて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりましたことから事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明は終わりました。御質問等ありましたらお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） ないようですので、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手13／13名]

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。全員賛成。

.....

○議長（[REDACTED]君） 続きまして、4の4について事務局説明をお願いいたします。

○係（[REDACTED]君） 続きまして、申請番号4の4について御説明をいたします。

本申請人は先ほどの4の3の申請人と同一でございますので、申請人についての説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の6ページをお願いいたします。

今回の申請地は新田中橋の北東に位置をしております斜線部の3筆でございます。こちらにつきましては、薦野清瀧の基盤整備の予定地の中にございまして、現在土地の所有者から中間管理機構への貸付を行っている土地でございますけれども、申請者と所有者との間で話がまとまりまして、申請者が今回取得をした上で再度中間管理機構へ貸し付けたい旨申出があったものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（[REDACTED]君） 説明が終わりました。御質問、御意見ありましたらお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） ないようですので採決に移らせていただきます。4の4、賛成いただき

ます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手13／13名]

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。全員賛成です。

.....
○議長（[REDACTED]君） 続きまして、議案第2号に移ります。農地法第5条の許可申請について、申請番号4の1、説明をお願いいたします。

○係（[REDACTED]君） それでは、議案第2号、申請番号4の1について御説明をさせていただきます。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により、贈与により所有権の取得を行いまして、専用住宅への進入路として転用を行うといった内容でございます。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の8ページをお願いいたします。

申請地は、篠内公民館の南西側に位置しております斜線部の1筆でございます。現地の状態を説明させていただければと思います。別紙で付けております転用申請現場写真帳というところを御覧ください。1ページめくついていただきまして、図面をつけさせていただいておりますけれども、赤囲みのところが今回の申請地にあたる部分でございます。緑で囲っているところにつきましては、別で住宅の建築が進んでいるところでございます。こちらに入る際の進入路ということで転用の申請が上がっている部分でございます。下のほうに黒い矢印と番号で記載をさせていただいておりますけれども、それぞれこの方向から写真を撮影させていただいております。①の部分につきましては、申請地の西側より中央部分を向いて撮影を行ったものになってございます。写真の中に、赤の網掛けでお示しをさせていただいております。最後のページ、②番、南側より中央部分を向いて撮影を行ったものになってございます。こちらも赤の網掛けで範囲を示させていただいております。

現地の状態については、説明、以上でございます。

それでは、議案のほうに戻らせていただきます。

続きまして、農地区分の説明に移らせていただきます。本申請地は西北を他地目で分断されておりますが、東、南側から農地の広がりがありまして、広がりが10haを超えることから第一種農地であると判断をしておりますが、申請地は相当数の家屋が連坦する集落に接しておりまして、内容も住宅の进入路でございますので、集落接続として例外的に許可可能なものであるというふうに判断をしております。

次に、計画図等の説明に移ります。9ページに計画図を記載しております。申請地というふうに旗揚げをしておりますところを、整地を行いまして、进入路として活用したいということでご

ざいます。

雨水、雑排水について説明をさせていただきます。

雨水排水につきましては、浸透排水及び自然流化というふうになってございます。切土、盛土についてはございません。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。地元からは、令和4年3月18日付で無条件での承諾書の提出があつております。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明が終わりました。どうぞ。

○委員（[REDACTED]君） 区域委員の[REDACTED]です。

3月13日に現場を確認しまして、何ら問題ないということで署名捺印しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございました。地元議員さんの説明が終わりました。質問等ありましたらお願いします。進入路の10平米でございますので、異存はなかろうというふうに思います。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。全員賛成です。

.....

○議長（[REDACTED]君） 続きまして、申請番号4の2、事務局、説明をお願いします。

○係（[REDACTED]君） 続きまして、申請番号4の2につきまして御説明をいたします。議案書7ページにお戻りください。

今回の申請は申請人が農地法5条の申請により売買を行い、社員用の駐車場として転用を行うといった内容でございます。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりでございます。

位置図の説明をいたします。議案書の10ページをお願いいたします。

申請地はJAの小野支所の南東側に位置をしております斜線部の計2筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は周囲を他地目で分断をされておりまして、農地の広がりが10ha未満でありますことから、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。11ページに現況図、12ページに計画平面図、13ページに断面図を記載させていただいております。12ページをお願いいたします。計画で

は、申請地内におきましてアスファルト舗装を行い、7台分の駐車場を設置する計画となってございます。

次に、雨水、雑排水関係について御説明をさせていただきます、雨水排水につきましては、敷地内で水勾配を設けまして集水樹から排水するといった計画でございます。雑排水についてはございません。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。13ページをお願いいたします。

敷地内整地を行いました後、アスファルト舗装、こちらは5cmほど行う計画でございます。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。地元からは令和4年3月9日付で隣接地との間に農業用水路があるが、開発用地と農業用水路の間については防草のためのコンクリートを敷設すること、また、計画図を基に協議を行ったので、変更がある場合については米多比の開発委員会に連絡し、承諾を得ること等々の条件を付して承諾書の成立があつてございます。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただきておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明が終わりました。質問、御意見等ありましたら。

○委員（[REDACTED]君） [REDACTED]と申します。

この件につきまして、今、若干の条件がありましたけれども、一応地元の開発委員会として承諾を得ておりますので御報告を申し上げます。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございました。地元委員さんの補足説明が終わりました。質問、御意見ありましたらお願ひします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） ないようですので、採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手13／13名]

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。全員賛成。

○議長（[REDACTED]君） それでは、議案第3号基盤強化法第19条の農地利用集積計画について事務局のほうから説明をお願いいたします。

○係（[REDACTED]君） 議案第3号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。今

回新規で2件、更新で3件、また所有権移転の案件が1件となっております。

また、渡会長、西委員が関係者となりますことから一時の御退席をお願いいたします。
以降の議事進行につきましては、[REDACTED]、お願いいたします。

それでは、御説明いたします。新規の申出につきまして14ページ、申請番号4の1、青柳にございます1筆で、面積が2,278平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年4月12日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号4の2、米多比にございます4筆で、合計面積が4,144平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和4年7月12日から令和10年12月末までの貸し借りとなっております。

続いて、15ページの申請番号4の3から4の5につきましては、全て更新の案件でございまして、全て水田裏作案件となってございます。更新の案件ですので説明は割愛させていただきます。

続いて、16ページ申請番号4の6、こちら青柳町にございます2筆で、合計面積が1,214平米、貸付人借受人は記載のとおりです。こちらの申請番号4の6につきましては、2月の農業委員会定例総会にて旧地権者から農地中間管理機構への所有権移転案件を許可いただいた農地中間管理事業の農地売買等事業案件となってございます。こちらの事業は、規模縮小を希望する農家から中間管理機構が一旦農地を買い入れて、規模拡大経営の安定化を図ろうとする認定農業者等に売り渡す事業となっており、その際に農用地利用集積計画を定めることとなってございます。

こちらの案件についての補足説明は以上となります。

最後に新規の利用権設定については、全て区域委員の皆様から署名や捺印をいたしておりまことから、市にて受理いたしております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員([REDACTED]君) ありがとうございました。ただいま事務局より説明が終りました。
質問や御意見がございましたら。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員([REDACTED]君) ないようですので、採決に入ります。賛成される農業委員の方、
挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手11/11名]

○委員([REDACTED]君) 全員賛成。ありがとうございました。

では、第4号議案にいきます。第4号議案古賀市農業振興地域整備計画の変更について、事務局のほうから説明をお願いします。

○係（[REDACTED]君） 議案のほうの説明に入らせていただく前に、今回農業振興地域整備計画の変更についての議案でございますが、この制度について多くの委員の皆様が初めて携わることになるかと思いますので、まずこの制度の概要について私から説明させていただきたいと思います。資料のほうで農業振興地域の整備に関する法律についてというのが赤字で書いてある資料、こちらを使って説明をさせていただきたいと思います。

こちらの制度につきましては、法律としましては農業振興地域の整備に関する法律となっておりまして、この法律の目的は自然的、経済的、社会的影響を考慮して、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について計画的な施策を推進すること。こちらが目的となっております。

次のページをお願いします。

この制度で言います農業振興地域農用地区域について説明いたします。

まず、農業振興地域といいますのは、今後、相当期間にわたり概ね10年程度、総合的に農業振興を図るべき地域となっております。こちらの指定につきましては、都道府県知事が行うこととなっております。古賀市におきましては市街化調整区域、準都市計画区域を除く全域が農業振興地域として指定されております。

次に、農用地区域について説明いたします。こちらにつきましては農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地となっておりまして、農業振興地域内において集団的な農地や土地改良事業などが行われた土地について市町村が指定することとしております。下に古賀市の場合の具体的な例としておりますが、いわゆる農業振興地域内の中において1筆ごとに市のほうが農用地として指定した地域のことをいいまして、俗に青地と言います。逆に、農用地として指定されていない土地のことを白地というふうに俗にいわれております。

次のページをお願いいたします。

次に、農用地にどういったものがあるかという種別について説明いたします。農用地につきましては、種別が指定しております。まず第1号としましては、耕作の目的または主として、耕作もしくは養畜の業務のため、採草もしくは家畜の放牧の目的に供される土地のことをいいまして、農地法でいう農地及び採草放牧地のことをいいまして、古賀市におきましては記載の写真のように、いわゆる農地のことをいいます。

次に、第2号といいまして、こちらにつきましては牧畜の生育に供され、合わせて耕作または養畜の業務のためというふうになりまして、混合隣地といいまして、こちらにつきましては古賀市には存在しておりません。

次に、第3号です。農用地または次に掲げる土地の保全、または利用上必要な施設の用に供される土地といいまして、いわゆる農業用水路や農道のことをいいます。写真でいいますと次の

ページ、6ページの上、いわゆる水田の水路とか農道のことをいいます。

次に、第4号としましては、耕作または養畜の業務のために必要な農業用施設で、農林水産省令で定めるものとしておりまして、農業集出荷施設であったり農業用倉庫、蓄舎などの農業用施設のことをいいます。7ページ目の上にありますように、いわゆる農業用倉庫などを指定しているものでございます。

ここに掲げられました1号から4号について農用地として定めるものとしております。

次に、農振法が与える効力として、まず農用地に編入した場合、どういった面で制限を受けるかということでございます。こちらは皆さん御存じと思いますけれども。原則として農用地として指定された場合に、農地の転用が認められないことというふうになっております。

次のページをお願いいたします。8ページの上に、図を記載しておりますが、左側が農業振興地域制度、右側が農地転用制度となっています。

まず、左側の農業振興地域の制度の中で農用地として指定された土地につきましては右に青い矢印がついておりますが、農振につきましては転用が不許可となります。指定されていない白地につきましては、毎回説明しておりますように1種2種3種などの部分によりその中で判断されることとなっております。

次に、農用地に編入した場合、有利な面がどういったところがあるかというのを説明いたします。まず、①番として農業基盤整備、圃場整備等や農業施設整備、ハウスや農業用施設等の国・県の補助事業について補助対象地となることができるというものがございます。②番として相続税・贈与税において税制上の優遇措置が受けられる能够なものというふうになっております。③番目が農業委員会でもありますけれども、農用地の売買について農業委員会による斡旋等を受けることができるものとなっております。また、斡旋の場合は上限800万円までの税控除が受けられることとなっております。④番としましては、農業上の用途以外に利用することができないため、乱開発の防止につながるというものがございます。

次のページ。⑤番、農用地として指定すべき農地。こちらにつきましても法律の中で定められております。こちらにつきましては、市町村が概ね10年間を見通して農用地として利用すべき土地として決定されるものとしまして、ア、イ、ウ、エ、オと5つ要件がございます。

アとしましては、集団的な農用地ということで10ha以上の農地の広がり、連坦がある土地となっております。こちらは下の写真でありますように、こちらは小野南部の写真でございますが、このように一段に広がった農地につきましては農用地としての指定を行うこととなっております。

イにつきましては、農業用農業生産基盤整備事業の対象地ということで、圃場整備等の事業を実施する場合は農用地として指定する必要がございます。

ウにつきましては、農道用排水路等、土地改良施設用地といいまして、こちらも補助事業等を

活用して土地改良施設を作る場合は農用地としての指定が必要となります。

工は農業用施設用地となっておりまして、こちらは転用が必要なビニールハウスとなります。こちらにつきましては2ha以上の塊があつたり、上記のアやイに隣接するものにつきましては農用地として指定するべきものとなっております。

才につきましては、その他農業振興を図るときに必要ということで市長が認めた土地について指定するべき農地となっております。

次のページをお願いいたします。

古賀市の農業振興地域整備計画について説明いたします。都道府県知事のほうから、福岡県知事のほうから農業振興地域の指定が行われておりますので、その中の農用地についてどのように振興を図っていくかという農業振興地域整備計画を定めておりまして、この中で農用地等の指定を行っております。昭和46年に農業振興地域の指定が県のほうから行われまして、その後昭和49年に最初の農業振興地域計画を策定し、以後概ね5年ごとに全体見直しと、また個別の案件が出てくるごとに個別案件の審議で変更等を行っております。直近の変更としましては、令和3年12月に全体見直しを終了させているところでございます。

10ページの下は農業振興地域整備計画の中で定めている土地の利用状況について記載しております。

次に、11ページ。農業振興地域整備計画の変更手続について説明いたします。法律の中で市町村は以下のような場合に農業振興地域整備計画を変更することとしております。1番目は、都道府県のほうで整備方針が変更されたとき。2番目につきましても、都道府県のほうで振興地域の区域が変更が行われたときというふうになっておりまして、直近で言いますと、今在家地区が市街化区域に編入されたことに伴いまして、農業振興地域の区域が変更されましたので、そのときも古賀市においては計画の変更を行っております。

3番目が概ね5年ごとに農業振興地域について基礎調査を行うこととなっておりまして、その中で変更の必要が生じたときに見直しを行うこととしておりまして。こちらを全体見直しというふうな形でいっております。

4番目が都市化の進展と経済需要の変動、その他の情勢の推移により変更の必要が生じたときに見直しを行うものでございまして、それが今回御審議していただきます部分見直しとなっております。こちらについては、農振農用地の区域で個別に申出があった場合、それを受け付けた場合に変更を行っていくものとなっております。

次、8番が下の図が変更手続の流れとなっておりまして、変更の事由が発生した後に、関係機関等に意見を聴取することとなっておりまして、ここが土地改良区、森林組合、農業委員会、農協などとなっておりまして、本日の状況としましてはこの部分において農業委員会のほうに意見

をお伺いするということとなっております。ここで、各関係機関から同意が得られそうということになりましたら、その後具体的な農業振興地域の整備計画案を作成いたしまして、報告、縦覧期間を設け、また異議申立ての受付を行いまして、その後、こういった点がクリアされましたら知事の同意を受けて計画案の修正を行うという流れとなっております。

次のページから審議のポイントについて御説明いたします。

変更につきましては、編入と除外がございまして、まず編入の審議のポイントといたしましては、編入する農地が集団的な農用地につながる農用地であるか。または、その土地が今後継続的に営農を十分に行える状況にあるか、そういったところを考慮して御審議いただくこととなります。

次に、②除外の審議のポイントでございます。やむを得ず除外する場合についてはどのような場合除外ができるかということで、5つの要件がございます。こちらのことを5要件というふうな形で言われております。その5要件について説明いたします。

13ページ。1番、要件1といたしましては、まず具体的な計画があり、その規模等が妥当であるか。申請者が農用地区以外の土地で同様の計画を達成することができないのか。そういう点がポイントとなります。申請者がほかで、農用地以外のところで確保できたりとか計画に対して規模面積が非常に大きすぎるとか、そういう点ではないかというところを審議していただきます。

次に、要件2としましてはその計画が実施されることにより、効率的な営農に支障がないかということで。具体的に言いますと、その農地が開発されたことで隣の田に水が入らなくなったりとか、または、今まで集団的に農業をやっていたのができなくなるといった要件が出てこないかということになります。

次の要件3でございます。担い手をどう育てていくことが農業振興のポイントとなっておりますので、認定農業者や集落営農組織等の担い手が、その土地が農地ではなくなることによって効率的な農業経営を行っていくことができなくなる。貸し剥がしのようなことが発生していないかと、そういうことが審議のポイントとなります。

次に、要件4としましては、農道や水路等を開閉する必要がないかということで、そこが開発されることによって水路が通じなくなったりとか農道の通行に支障が出ることがないかとか、そういうこととなります。

要件5としましては、公共投資を受けていないかということで、過去に圃場整備事業が実施されていないかどうか、交付金が投入されていないかということとなっております。

以上の5つが5要件となっておりまして、最低この5つはクリアしていないと除外ができないという制度となっております。

農振農用地制度の概要については以上となります。以後、議案の説明につきましては、担当からさせます。

○係（[REDACTED]君） それでは、議案第4号古賀市農業振興地域整備計画の変更について御説明いたします。議案書の17ページを御覧ください。

まず、1、古賀市農業振興地域整備計画の変更、非農地除外について御説明いたします。今回の案件は令和2年度に農業委員会において非農地決定されております土地についての農振除外となっております。

別紙1を御覧ください。議案第4号の別紙の1を。A4の1枚紙で準備しております。

非農地判断の決定について、令和3年4月1日農林水産省経営局農地政策課長通知の中で、3、非農地判断した土地の農用地区域からの除外についてとありますて、非農地判断した土地の農用地区域内からの除外については、農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について、第16の1の(1)の④のイにより対応するものとされておりまして、農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について第16の1の(1)の④では、既に山林原野化し、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断された農用地区域内の土地については③の基礎調査を行わなくても経済事情の変動、その他情勢の推移により農用地区域からの除外も可能であることとされておりますことから、今回議案上程しております。

それでは、内容の説明をさせていただきます。議案書の17ページを御覧ください。

非農地除外につきまして、整理番号1の1から1の3について合わせて御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（[REDACTED]君） はい、お願いします。

○係（[REDACTED]君） まず、整理番号1の1、土地の所在、所有者につきましては記載のとおりです。

続いて、位置図の説明をいたします。別紙2にA3の用紙を添付しております。こちらの別紙2については、今回の転入と除外の案件について各案件ごとの、古賀市全体の位置図を記載しております。

続いて、詳細部について御説明いたします。事案書の19ページを御覧ください。

米多比にあります竜海寺の西に位置します斜線部1筆でございます。また、こちらは現地視察の代わりとして現地写真及び航空図を準備しておりますので、続いて別紙の3を御覧ください。非農地除外、個別除外の現地写真、航空図添付しております。こちらの1ページ目に現地の写真、そして2ページ目に航空図を記載しております。こちらは周囲も山林化しております、農振除外されても営農等には支障がないと判断しております。

続いて、整理番号1の2、議案書の17ページにお戻りください。整理番号1の2につきまし

ては、土地の所在と所有者につきましては記載のとおりです。

続いて、位置図の説明をいたします。20ページを御覧ください。

こちらは青柳町にあります育苗センターの東に位置します斜線部9筆でございます。こちらも現地写真及び航空図のほうを御覧ください。3ページに現地写真、4ページに航空図を記載しております。こちらにつきましても山林化しており、農振除外されても周囲の営業には支障がないと判断しております。

続いて、整理番号1の3について御説明いたします。議案書の18ページを御覧ください。整理番号1の3、土地の所在、所有者につきましては記載のとおりです。

続いて、位置図の説明をいたします。21ページを御覧ください。

青柳町にあります育苗センターの南に位置します斜線部1筆でございます。こちらも現地写真のほうを御覧ください。5ページに現地写真、6ページに航空図を記載しております。こちらも周囲が山林化しており、農振除外されても営農等には支障がないと判断しております。これらの案件につきましては、先月開催されました農業振興地域整備促進協議会において承認をいたしております。

非農地除外についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 計画変更の内容について、非農地除外について説明が終わりました。御質問、御意見ありましたらお願いします。御質問等ございませんか。

○委員（[REDACTED]君） こういうの写真で判断しているって言われても、判断しにくい部分があるんですよ、本来は。例えば、1の3、440って。これ、黄色が農振ということですね。違う。ここは、この農振の黄色のところというのは、これはきちんと農地として活用されているということですか。

○議長（[REDACTED]君） 事務局、お願いします。

○係（[REDACTED]君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現地を担当と確認しましたところ、かなり440の北側といいますか、下側の農地につきましても現況はかなり荒廃が進んできている農地というふうに見ております。

○委員（[REDACTED]君） これは農地パトロールで上がってくるんですか。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係（[REDACTED]君） 二昨年度の農地パトロールの中で非農地として上がったところについて今回一応議案として上程してもらいました。

○委員（[REDACTED]君） そしたら、この黄色のところが荒廃が進んでいると今答えられたんですけど、近々にこういう状況になるということが想像できますよね。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係（[REDACTED]君） 農地パトロールの中で、委員の方々が今回ここはもう非農地にしてもやむを得ないというところで判断されたものでして、その北側の農地につきましても状況的にはそんなには変わっていないようには見えておりますので、ここは非農地にしてもやむを得ないという判断を農業委員さん、地元の農区で御判断されれば、非農地化していく可能性は大きいものと考えております。

○委員（[REDACTED]君） 先ほど冒頭に、建設部長の挨拶の中で、荒廃農地をなくすにはそういう話もありました。農業委員の役目としてもそういうのがあると思うんですが。自然のままに荒廃をしていくのをただ非農地にして、それが農振の除外につながっている。そういう流れでいいんですかね。この荒廃農地を止めるという施策というのはないのか。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） 昨年度から行っている事業でして、今年でゴールド判定というのを農業委員の方々にしていただいて、まず今荒廃しつつあるけれども、使いようによってはその農地として復旧していくものがあるんじゃないかな。そこについては、助成金をつけて重点的に対処していくという事業は行っております。

○委員（[REDACTED]君） この農振の除外について先ほど説明がありましたけど、法律ですね、これを見る限り農振の除外というのはものすごく難しいんですね。簡単にはいかない。私も皆さん農業をしていたらそういう覚えがあると思うんですが、なかなか農振の除外というのはハードルが高いというふうに皆さん認識してあると思うんですが。このハードルを低くする1つの方法で、この非農地にする、要は荒廃農地にするというそういうことが考えられませんかね。これはそのまままで見過ごすというわけにはいかんじゃないですかね。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） どういった農地を農地として保全していくか、または非農地としていくか。そこについては事務局だけの判断ではなくて、農業委員会の中で広く議論していくものというふうに考えております。

○委員（[REDACTED]君） そういうことだろうと思います。悩ましいですよね。判断がものすごく難しくなると思うんです。それを判断して、別に採決していかないかんというのも。本当にこれも今説明を受けて、大体分かっていたんですが、改めて感じるとなかなか判断しづらいなというのがあるんですけど。それでも農業委員としての立場で物事を考えていかないかん、あるいは農家としての立場で物事を考えていかないかんという、いくつかの立場があるんですが。やはり農業委員としての立場を重視して考えていかないかんということですよね。だから、結局、法律にのっとってということですね。

○係長（[REDACTED]君） 農業振興地域制度については、この法律によって制度ができますの

で、法律に基づいて農業委員としての判断をしていただくべきものだと考えております。

○委員（[REDACTED]君） だから、この5要件ありますけど、5要件をクリアすると農振の除外という一つの道筋が立つわけですが、この5要件の1つ1つを考えるとものすごく幅が広くて、判断の仕方というのがいろいろあると思うんです。かなりこれは難しいと思うんですが。それらを考えると、原則に戻っていかないかんのかなと思うこともあるんです。原則として農地の転用は認められないというのがこの農振法なんですね。だから、そことの兼ね合いを考えますと、この5要件を無理やりにその農振の除外を目的とするなら、都合のいい解釈の仕方というのも出てくると思うんです。これがどうなんですかね。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） 今、非常に難しいものでして、法律上、またはガイドラインの中で書いてあることは、先ほど説明申し上げました5要件となっています。実際に、じゃあ具体的にどのように運用していくかというのは地域ごとの事情や現状がございますし、その点について1番詳しいというか、精通してあるのは今日来てある農業委員の皆様でございますので、その中で5要件に該当するのかしないのかというのを御判断していただくところかというふうに考えております。

○委員（[REDACTED]君） その5要件を解釈して、該当している、適応しているかどうかというのは一応事務局のほうで精査して、示してあるものですが。その農振の除外についても、さっき何かで読んだんですけど、順序ですね。変更の手続の順序。実は、先月末に農振協議会がありまして、その中でこの案件は出ました。農振協議会では、これはクリアだったと思うんですが、よくよくこれを見ますと、変更事由の発生から調整、これ農業委員会があるんですけど、その後農振協議会。この順序になっているんですけど。ちょっと反対だったんです。

○係長（[REDACTED]君） 農振協議会というのは法律上必須ではなく、古賀市においては協議会を設けて意見を徴する運用をしております。実際には、法律の中で定められているのは農業委員会であったり土地改良区、農協などの関係機関から意見を徴するというふうになっておりまして。ただ、それぞれの機関においてはそれぞれの立場があると思いますので、どういった意見があるのかというのを広く説明を受けて、意見交換をするという場が必要ではないかということで、農振協議会というのを古賀市で行っており、その中で出た意見であったり、採決の結果を参考にしていただいて、各機関に戻られてそういう各機関の意見を表明していただけるものかということで、前回につきましては、先に農振協議会のほうをさせていただきました。

ただし、前回の事前審査会の中で、農地に関する制度については常日ごろ農業委員会のほうで深く審議等を行っているので、まずその中で考え方などを整理してから農振協議会に臨んだほうが円滑に進むといいますか、深い議論ができるのではないかという、そういう御意見を頂戴いたしましたので。今後の在り方については、また再考していく必要があるのではないかという

ふうに事務局としては考えているところです。

○委員（[REDACTED]君） それは賢明と思います。6番にも書いてありますけど、この農振の策定、整備計画の。これは個別案件ごとに変更するというのがここに載っていますし。それから、7番。7番に全体見直し、5年後の全体見直しですね、このときにきちんと全体が本当に見直して、農振の除外が必要なところは農振の除外をすると。これをきちんとやれば、その5年間のうちに煩わしいというか、悩ましい案件というのは出にくくなってくるんじゃないですかね。今までこの5年ごとの見直しではっきりと農振の除外が、見直しで除外があったという話はそこまで聞いたことないもんですから。この5年おきにきちんとできればやってほしいと思います。

その間にやはり各農家からの意見をいただいて、それを反映させていけば、農家の方もいろんな計画ができるんじゃなかろうかと思いますし。そのとき、そのときの判断で農振の除外ができたりできなかつたりというそういう不公平も出てこようじやなかろうかと思いますけど。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） 5年ごとの基礎調査とその結果に基づく全体調査というのはしっかりとやつていく必要があるかと思いますので、今回、令和3年12月に一旦見直しを行っておりますけども、また次の全体見直しのときにはどういうふうにやっていくか、やり方についても農業委員会ともしっかりと協議をしてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（[REDACTED]君） よろしくお願ひします。計画的に、これから言うと令和8年に見直しになる可能性が強いんでしょうけど。例えば、1年前、2年前からそういう議論をしながら各団体の意見聞きながら進めていただきたいと思います。

それから、今、中野委員が言っておりましたけど、非農地決定、農地パトロールをまた今年も夏場に行っていただくことになろうかと思います。その前に、農地パトロールによって非農地とするというか、そういう方向が出た土地については農振計画でこういうふうに除外の話もつながってきますので、そういう意味で皆さん方、農地パトロールの結果が非農地の視点になり、農振除外につながる。そういうものだけはご理解いただいて、農地パトロールについてはそういう意味では慎重にパトロールしていただいて、非農地決定を検討していただければというふうにも思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、採決に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。17ページの3件一緒に行いたいと思います。1の1から1の3について、賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手13／13名]

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございました。全員賛成。

○議長（[REDACTED]君） 続きまして、除外の説明について2の1から。これどうします。1件ずついきましょうか。2の1について、事務局、説明お願いします。

○係長（[REDACTED]君） 続いて、議案書の22ページを御覧ください。2、計画の変更内容、除外について御説明いたします。

整理番号2の1、2の2につきましては同一の案件となりますので、こちらを合わせて御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（[REDACTED]君） お願いします。

○係（[REDACTED]君） 整理番号2の1、2の2の申請者、土地の所在につきましては記載のとおりです。今回の申請は申請地内において、合わせて4棟のアパートを建設する内容でございます。また、農振除外後に整理番号2の2の申請者が整理番号2の1の土地を取得し、アパート経営を行う計画となっております。

続いて、位置図の説明をいたします。議案書の24ページを御覧ください。申請地は青柳町の育苗センターの東側に位置する点線枠囲み内5筆のうち、斜線部及び格子部4筆が農振農用地の除外の案件となります。

また、整理番号2の1、所在298につきましては、農振除外後、分筆を行う予定となっております。

続いて、計画図等の説明をいたします。25ページを御覧ください。計画では申請地内において合わせて4棟の集合住宅を建設する内容となっております。

次に、雨水、雑排水関係について説明いたします、雨水につきましては、北側東側に新設の側溝と雨水枠を設け、道路側に新設する側溝に接続いたします。また、駐車場にも新設の枠を設け、そこから南側の枠へ伝い、既存の側溝へ排水いたします。生活雑排水については、敷地内で給水したものを西側、北側道路にそれぞれ下水管がありますので、こちらに排水いたします。

次に、切土、盛土について26ページを御覧ください。断面図を記載させていただいておりますが、盛土については最大で18cm、切土につきましては最大で14cm行う計画となっております。

続いて、除外のための5要件がクリアされているか、順に確認していきたいと思います。議案書の27ページを御覧ください。ここでは農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に該当する5つの検討要件が全て満たされているかを確認いたします。

まず、第1号要件、変更計画に係る土地を農用地等以外の用途に共することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないと認められること。検討内容としまして①除外予定地はその除外理由である事業または居住等の目的から見て、必要最小限の面積であるか②除外後直ちに農用地以外等に利用する緊急性があるか③農用地区域外の土地について選定検討したが選定

できない明確な理由があるか④自己所有の全てについて検討したが新たな土地取得は不可能か⑤農振整備計画の達成に支障がないか。

事務局の所管としましては、土地利用計画図より事業用地として規模は妥当性があり農地転用許可後、直ちに取り掛かる必要があることから緊急性を認められ、また、今回の計画で整理番号2の2の申請者が整理番号2の1の申請地を取得し、アパート経営を行うにあたり、他の候補地について検討を行ったところ4棟のアパート建設に必要な面積を満たす土地を所有しておらず、近隣に影響が少ないと思われる本地以外を選定できないため、本地の選定について明確な理由があるものと考えており、判定は適としております。

続いて、2号要件、農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地利用上の効率、総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められること。検討内容としましては、⑥農用地を寸断することのない農用地区域の周辺部、または集落界隈か⑦効率的な農作業を行うために必要な農地の連帯性に影響はないか⑧除外が土地利用のスロープ化、混在化を招くことがないか⑨日照、通風及び雨水、汚水等の放流により農業への影響が生じないか。これらについて、事務局の所管としましては、本申請地は農用地区域の縁辺部に位置しており、また効率的な農作業を行うための連帯性を損なう影響はなく、また土地利用の混在化、日照、通風、雨水、汚水等についても対策が講じられており、農業への影響はないものと考えており、判定は適としております。

続いて、3号要件、効率的、安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないこと。事務局の所管としましては、本申請地は認定農業者及び集落営農組織等の担い手が農業経営を営む土地に該当せず、また、その計画もないことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えており、判定は適としております。

続いて、4号要件、農用地等の保全、または利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。検討内容として⑩溜め池、防風林、かんがい排水施設、農道等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。事務局の所管としまして、かんがい排水施設について対策を講じる予定であり、機能に支障を及ぼす恐れはないものと考えており、判定は適としております。

続いて、5号要件、土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること。検討内容としまして、⑪事業完了とは工事完了の報告があった日として取り扱う⑫土地基盤整備事業は防災事業など農業の生産性の向上を目的としないものを除く。こちらについては、本地区内では土地改良事業は行われていないため、該当はありません。

今回の案件につきましては、地元農区からの承認をいただいており、また先月開催されました農業振興地域整備促進協議会においても承認を得ております。

整備番号2の1、2の2については以上です。御質疑のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明が終りました。質問等ありましたら、お願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） ないようですので、採決に移ります。整理番号2の1、2の2、併せて御審議いただきます。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手13／13名]

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。全員賛成。

.....

○議長（[REDACTED]君） それでは、2の3について説明をお願いいたします。

○係（[REDACTED]君） 続いて、整備番号2の3について御説明いたします。議案書の22ページにお戻りください。

整備番号2の3につきまして、申請者、土地の所在については記載のとおりです。今回の申請は隣接する個人用住宅の庭として利用する内容でございます。

位置図の説明をいたします。28ページを御覧ください。

申請地は青柳小学校の北側に位置する斜線部1筆でございます。また、こちらにつきましても現地視察の代わりとして写真を準備しておりますので、先ほどの別紙3の写真の1番最後の7ページを御覧ください。上の段が今回の申請地で、下の段が横からの全体の写真を載せております。

続いて、計画図の説明をいたします。29ページを御覧ください、真ん中に計画図、左側に断面図を記載しております。今回の計画では隣接する個人用住宅の庭として利用する内容となっております。

次に、雨水、雑排水につきましては現況のまま利用しますので、浸透排水となり建物の建築もありませんので生活雑排水の発生はございません。

また、切土、盛土についてもございません。

続いて、除外のための5要件がクリアされているか順に確認していきたいと思います。議案書の30ページを御覧ください。

今回の案件からは、検討要件、内容については割愛して説明をさせていただきます。

まず、1号要件につきまして、事務局の所管としましては土地利用計画図より事業用地として規模は妥当性があり、農地転用許可後、直ちに取り掛かる必要があるとのことから緊急性も認められ、また、本件土地は隣接する個人用住宅と一体利用のため、将来の事業の効率性を考慮すると本地を選定したことについて明確な理由が認められるものと考えており、判定は適としております。

続いて、2号要件について事務局の所管としましては、本申請地は農用地区域の周辺部に位置

しており、また、効率的な農作業を行うための連坦性を損なう影響はなく、また、土地利用の混在化、日照、通風、雨水、汚水等についても対策が講じられており、農業への影響はないものと考えており判定は適としております。

続いて、3号要件について事務局の所管としましては、本申請地は認定農業者及び集落営農組織等の扱い手が農業経営を営む土地に該当せず、またその計画もないことから効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと考えており、判定は適としております。

続いて、4号要件については本申請地に伴う農道及び水路等の土地改良施設についての改廃はなく、建物等の計画がないため雨水、雑排水の影響がないものと考えており、判定は適としております。

5号要件については、本筆内では土地改良事業は行われないため、該当はなしとしております。

なお、今回の案件につきましても地元農区からの承認をいただいており、また先月開催されました農振協議会においても承認を得ております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明は終わりました。質問等ありましたらお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） ないようですので、採決に移ります。賛成いただきます農業委員の方、举手をお願いいたします。

[賛成者举手13／13名]

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。全員賛成。

.....

○議長（[REDACTED]君） 続きまして、2の4について、事務局、説明をお願いします。

○係（[REDACTED]君） 続いて、整理番号2の4について御説明いたします。議案書の23ページを御覧ください。

整理番号2の4につきまして、申請者、土地の所在については記載のとおりです。今回の申請は一般貨物運送事業者による配送センターの建設を行う内容です。

続いて、位置図の説明をいたします。31ページを御覧ください。青柳の山見坂大池の西側に位置する点線枠囲み14筆、4万3,045平米のうち、斜線部8筆3万8,786平米が農振農用地の今回の除外の案件でございます。

続いて、計画図の説明をいたします。32ページを御覧ください。今回の申請では申請地内において南側に調整池、また保管用の倉庫及び事務所の建設、また、周囲に大型車43台、普通車30台の駐車場の建設を行う計画となっております。

次に、雨水、雑排水について御説明いたします。東側ののり面に小段を設け、側溝を新設し、周りを新設の側溝で囲って水を受け、最終的には調整池に放流いたします。また、倉庫の雑排水につきましては合併浄化槽を新規に設置し、新設の排水枠に排水し、新設の側溝を伝い、調整池に放流いたします。

続いて、切土、盛土について御説明いたします。33ページを御覧ください。断面図を記載させていただいておりますが、盛土については最大で5メートル、切土については最大で6メートルの計画となっております。

続いて、除外のための5要件がクリアされているか順に確認していきたいと思います。議案書の35ページを御覧ください。

まず、第1号要件について事務局の所管としましては、土地利用計画図より事業用地として規模は妥当性があり、農地転用許可後直ちに取り掛かる必要があるとのことから緊急性を認められ、また、運送業の建設にあたり九州自動車道の古賀インターチェンジ付近に位置し、物流業に適した立地で相当な面積が必要なことが要件となっていることから、他の候補地について検討を行ったが必要な面積に満たさず、また民家に隣接していることなどから、物流倉庫の建設には適さなかつた。よって、本地を設定することについて明確な理由があると認められるものと考えており、判定は適としております。

続いて、第2号要件については、本地については農用地区域の周辺部に位置しており、また、効率的な農作業を行うための連坦性を損なう影響はなく、また、土地利用の混在化、日照、通風、雨水、汚水等についても対策が講じられており、農業への影響がないものと考えており、判定は適としております。

続いて、第3号要件、こちらは本申請地を耕作している農業者は当該地区外に残る農地で営農継続に支障はないものと考えており判定は適としております。

続いて、第4号要件、こちらはかんがい排水施設について対策を講じる予定であり、機能に支障を及ぼす恐れはないものと考えており、判定は適としております。

第5号要件については、土地改良事業は行われていないため、該当はなしとしております。また、今回の案件につきましても、地元農区からの承認をいただいており、また、先日開催されました農振協議会においても承認を得ております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明は終わりました。質問等ありましたらお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） ないようですので、採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手13／13名]

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。全員賛成です。

.....

○議長（[REDACTED]君） 36ページです。計画変更内容の編入について、事務局のほうから説明をお願いいたします。まず3の1から説明をお願いします。

○係（[REDACTED]君） 整理番号3の1について御説明いたします。議案書の36ページを御覧ください。

申請者、土地の所在につきましては記載のとおりです。

続いて、位置図の説明をいたします。37ページを御覧ください。庭内のエコロの森から西側に位置する斜線部2筆でございます。今回の申請地2筆は申請者が所有している隣接する農地と一緒に柑橘類の栽培を行うためのかんすい施設また防風保護としてマルチの設置を行うにあたり活力ある園芸産地育成対策の高収益事業の補助金を活用しております。補助金の内容については次の37ページに記載しております。こちらの補助金の条件としまして、農振農用地に編入することが必要になりますことから、今回申請がございます。申請地は農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図り、また編入の基準であります農業振興を図るために必要な土地に該当しますので、編入することは問題ないと判断しております。編入については今後も農地としての利用であるため農振除外要件のように代替地の検討や5要件の審議の検討はありませんので、あらかじめ申し上げておきます。

また、今回の案件につきましても、先月開催されました農振協会においても承認を得ております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明が終わりました。御質問、御意見ありましたらお願いします。編入ですので問題ないと存じます。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手13／13名]

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

.....

○議長（[REDACTED]君） 次は、3の2について説明をお願いいたします。

○係（[REDACTED]君） 続いて、整理番号3の2について御説明いたします。議案書の36ページを御覧ください。

整理番号3の2につきましては、土地の所在、所有者について件数が多いため議案書の39ページから対象地一覧を記載しております。

今回は、薦野清瀧基盤整備対象地の中で農振農業地に入っていない236筆1万

5,402.97平米についての編入の案件となっております。

続いて、46ページを御覧ください。今回の案件は古賀パーキングエリアから東側に位置します薦野清瀧基盤整備事業対象地域のうち農振農用地に入っていない土地についての編入でありまして、こちらは編入の基準であります農業生産基盤整備事業の対象地に該当しますことから編入することは問題ないと判断しております。

また、今回の案件につきましても、先月開催された農振協議会において承認を得ております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明は終わりました。先日、ちょっとお伺いしたときに、面積についてはまだ確定はしていないような話をちらっと聞いたんですが、もし増えたら増えた分についてはまた後日の農業委員会なりにかかるということですか。事務局。

○係長（[REDACTED]君） まだ面積が確定しておりませんので、編入を検討している地区もあるとのことですので、今年の10月から11月ぐらいにまたこういった相談をさせていただきたいということで地元の協議会から話を伺っています。

○議長（[REDACTED]君） 分かりました。御質問等ありましたらお願ひいたします。基盤整備に伴う編入ですので、御了承いただけると思います。それでは、賛成いただけます農業委員の方、举手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。全員賛成。

午後5時02分閉会
